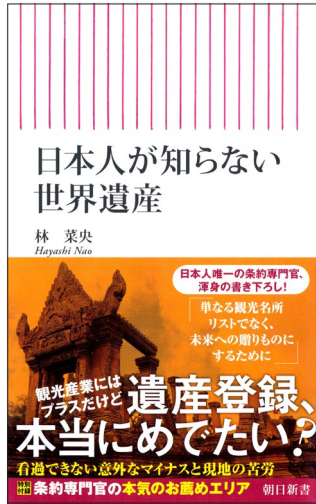




『日本人が知らない世界遺産』

林 菜央 著

朝日新聞出版（朝日新書）

2024/08 260p 990 円（税込）

1. 世界遺産の本当の魅力は「多様性」
2. 世界遺産はどのように選ばれ登録されるのか
3. 世界遺産のメリットとデメリット

付録 私のお勧め世界遺産とその見どころ

【イントロダクション】

全世界で約 1,200 件、日本では 26 件が登録されている「世界遺産」。人類共通の責任をもって保全すべき「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産や自然遺産、複合遺産が選ばれる。観光に大きくプラスになることから登録は喜ばしいことだが、一方で管理や保全の責任がのしかかり、時にデメリットも生じるようだ。本書では、ユネスコに 20 年以上勤務する日本人唯一の世界遺産条約専門官が、理念や選定基準、登録プロセスといった世界遺産の概要とともに、現状の問題点を自らの体験や事例を多数まじえながら、リアルに解説している。1972 年にユネスコで採択され、1975 年に発効した世界遺産条約は、「国境を越えた人類共通の財産」という概念を広め、人間が創り上げた「文化」と「自然」をひとつの国際条約の中に統合するものだ。登録遺産の保全や管理は、原則登録国の責任となるが、著者をはじめとする専門官がしっかりとサポートするのだという。著者は、在フランス日本大使館で文化・プレス担当アタッシュを経て、2002 年よりユネスコ勤務。ユネスコ・博物館プログラム主任、世界遺産条約局のアジア太平洋デスクの専門担当官などを務める。

●人間が創り上げた「文化」と「自然」を統合した国際条約

UNESCO（ユネスコ）が世界的に注目されるようになったのは、1960 年代です。エジプトのアスワンハイダム建設によって水没の危機に瀕していたヌビア文明の遺産、アブ・シンベル神殿をはじめとする遺産群を救済する世界的なキャンペーンに成功したからです。

当時、フランスの文化大臣であった文豪アンドレ・マルローによる「遺産は国や民族で分割することができない、われわれ人類全体の財産である」という主旨の演説は世界の人々から共感を得ました。これをきっかけに、地政学的には一国に属する遺跡群を、人類共通の責任をもって守るべき対象とみなす理念が広く認識され、世界に行きわたり始めました。

1972 年にユネスコ総会で採択され、1975 年に発効した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（略称「世界遺産条約」）は、この世界的な潮流が国際的な枠組みに昇華したとも言えます。

世界遺産条約の歴史上における革新的な意義は「人間が創り上げた文化」と「自然」という区分を、その概念のもとにひとつの国際条約の中に統合したこと。そういう試み

であったからこそ、環境問題が大きく取り上げられ始めた時代の機運に乗り、今日まで多くの締約国の協賛を得続けられていると言えるでしょう。

●紛争や災害などで危険にさらされた遺産を国際社会全体で支援

世界遺産には、「顕著な普遍的価値」（現在および将来の人類の世代にとって共通の重要性ゆえに、国境の概念を超えるほどの例外的な文化的・自然的意義）を有する文化遺産・自然遺産・複合遺産という大きな区分があります。登録物件の内訳は、2024年7月初旬現在、総数1,199件のうち、933件が文化遺産、227件が自然遺産、39件が複合遺産です。複合遺産とは、文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えている案件です。

東京の上野にある国立西洋美術館本館を含む「ル・コルビュジエの建築作品―近代建築運動への顕著な貢献」（フランス、アルゼンチン、ドイツ、日本、ベルギー、インド、スイス）は、異なる大陸の7カ国に17の構成資産を有するという希少な世界遺産案件です。フランスの著名な近代建築家ル・コルビュジエが世界各地で新たな社会の要請にこたえるため設計した20世紀建築の代表的な作品が集められています。

「越境連続遺産」と呼称されるこのような世界各地にまたがる登録案件は、登録手続きだけでなく、登録以後も該当締約国すべてが足並みをそろえてレポートの準備やマネジメント体制を整えていく必要があります。国境を越え、関連する専門家や省庁が協力して保全に当たるという意味で、世界遺産の、そしてユネスコそのものの主要な目的である、世界の国々の相互理解と協力に貢献し、文化外交の重要な側面を担っているといえるでしょう。

世界遺産条約のシステムの中で、日本の皆さんに知ってほしいもうひとつのポイントは、「危機にさらされた遺産」（危機遺産）というカテゴリーがあることです。

これは、武力紛争、自然災害、その他何らかの理由による破壊などにより、世界遺産として登録された際の条件が著しく損なわれ、「重大かつ特別な危険にさらされている」と世界遺産委員会に認定された世界遺産を、世界遺産条約を批准している国際社会全体で支援するための仕組みです。現在、このカテゴリーで良く知られているものとしては、「バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群（アフガニスタン）」が挙げられます。

●国や地域にとって重要な資産が世界遺産に登録されるとは限らない

世界遺産に登録されるかどうかは、毎年6、7月ごろに開催される世界遺産委員会の委員国の判断によって決定されます。そこに至るまでには各国による準備段階が、少なくとも数年は設けられています。

世界遺産登録を申請するためには、まずは各国の「暫定リスト」と呼ばれる一覧表に、その案件が正式にエントリーされている必要があります。これはいわば、各締約国に対し、どの案件が緊急性が高いか、また登録条件に照らして優先順位が高いかをあらかじめ考慮し、十分に登録の見込みがあると思われる案件をプールし、本登録に進む準備を整えておいてもらうということです。

暫定リストにエントリーされ、本登録の書類受領後、提案された案件は、その年の後半、文化遺産はICOMOS（国際記念物遺跡会議）、自然遺産はIUCN（国際自然保護連合）という、世界遺産条約の諮問機関によって独立した審査を受けます。

現地への派遣ミッションの評価を軸にしたこの審査の結果、それぞれの諮問機関が、委員会に対し、候補案件についての評価を提出します。

候補案件がノミネートされ、諮問機関の評価が提出されると、その評価に基づいて、世界遺産委員会は年に一度の会合（通常6月から7月にかけて3週間強続きます）で、その案件がリストに登録されるべきかを審査します。

通常、委員会によるこの審査は、案件の提出の翌年に行われます。委員会は、案件について結論を延期とし、追加情報を求めることもあります。ここ数年の印象では、9割以上が登録されています。

世界遺産リストに登録された時点で、世界遺産委員会は、これ以降の保護と管理のた

めの重要な参考となる、「顕著な普遍的価値についての声明」を採択します。ここで重要なのは、条約は、重要であり価値があると思われるあらゆる案件の保護ではなく、グローバルな観点から、これらの中で最も例外的と認められる資産を選択することを目的としています。国や地域において重要な資産が、自動的に世界遺産に登録されるのではないということです。

●政府主導による登録で住民の不利益になったソロモン諸島の世界遺産

多くの世界遺産は観光地です。世界遺産になっていることで質の悪い商業化が避けられ、訪れる人の期待に応えることでローカル社会の経済にも貢献します。世界遺産に関わる観光計画とその管理は、遺跡を持続可能な資源として守ることと、訪れる人のニーズの双方を考慮に入れたものでなければなりません。

ここで、ソロモン諸島の自然遺産、東レンネル（1998年登録）を見てみましょう。ソロモン諸島最南端の島、レンネル島の南3分の1を占める地域で、長さ86キロメートル・幅15キロメートルの島は世界最大の隆起サンゴ環礁でもあります。

この自然遺産地域では、先住民の方々に慣習的な土地所有権があり、その管理下において登録された最初の案件でもありました。世界遺産地域には4つの村落と12の部族が居住し、ほぼ自給自足の生活を行っているとわれ、信仰も異なります。

2018年5月3日、世界遺産センターは「東レンネルのツフヌイ族」から手紙を受け取り、最近の同族の評議会で「東レンネルの世界遺産からすべての慣習的な土地を除外する」ことを決定したと報告されました。

手紙はまた、東レンネルの世界遺産登録と、その後の世界遺産としての地位に関するすべての過去の交渉は、「多くの土地地域を所有する部族ではなく、選出されたグループによって行われた」と述べていました。さらに、ソロモン諸島政府がこの地域を2010年の保護地域法に基づいて保護地区と宣言していることに反対すると言っています。

東レンネルは、先住民や地域のコミュニティが世界遺産登録地域に生活の糧を多く依存している例です。国家間の条約である世界遺産システムが中央政府主導で行われた結果、その登録の過程や、以後住民の人々が経験する多くの変化を、予め十全に話し合うことができず、世界遺産になったことで、これまで可能であった域内での動植物など自然資源の利用やアクセスが難しくなりました。

もちろん、自然遺産として東レンネルを守ることに大きな意義があることは確かでしょう。しかし、その周辺に住んでいる人々に、どんな利益や幸福を生むことができるのか。また長期的視野で見て、世界遺産保護の義務を果たすことにどのように意義を感じていただくことができるのか。それは、この地域を守る担い手である人々に関する大きな課題として、これからも世界遺産の挑戦であり続けると思います。

コメント：現在の世界遺産登録には申請段階から、地域や資産のタイプ（文化遺産、自然遺産など）に「アンバランス」があることが指摘されているという。世界遺産委員会は1994年に「代表性、バランス、信用を兼ね備えた世界遺産リストのためのグローバルストラテジー」を採択して取り組んできたが、あまり問題は改善していないようだ。特に地域については、登録が欧州の先進国に大きく偏っているのだが、これは保存管理体制が万全であることが、登録国に求められることが関係している。中東やアフリカなどでは、政治状況などからそれが不可能であることが少なくないからだ。著者ら専門官が支援にあたっているものの、人員が足りないという問題もある。民間も含めたさらなる国際的な支援が必要なのかもしれない。